



発行 自治医科大学さいたま医療センター
医事課
住所 〒330-8503
さいたま市大宮区天沼町1-847
電話 048-647-2111
FAX 048-648-5180
URL <http://www.jichi.ac.jp>

センターだより第16号案内

- 南館の開設について
- 携帯電話使用エリアについて
- 診療明細書の発行について
- 診療報酬の改定について
- センターからのお願い
- ご理解願います(仮設外来について)

南館の開設について

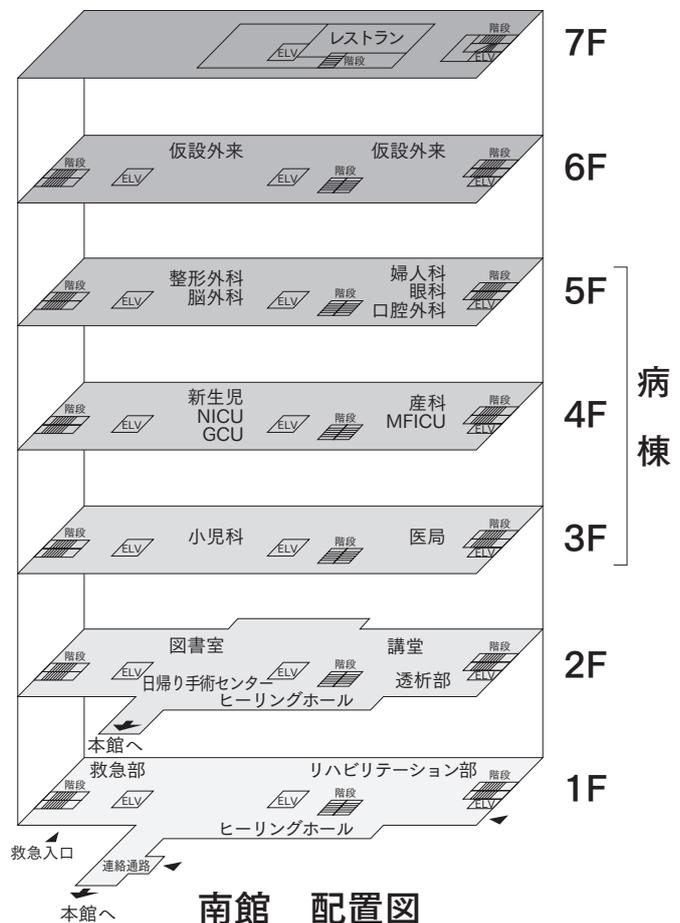
平成17年12月から整備を進めておりました南館が完成し、4月から漸次稼動を開始いたします。

この南館は、平成14年9月「埼玉県第四次地域保健医療計画」の見直しに伴い、平成15年3月に知事裁量病床に係る公募申請を行い承認されたものです。

具体的には、大学病院としての当センターの役割を果たし、加えて地域における医療需要に応えるものであり、①地域周産期医療の実施、救急医療の充実、高度専門医療（がん、心臓疾患、脳血管疾患などに対応）の充実という三つの柱となっております。

施設の概要は以下のとおりとなっております。

工事期間中は、駐車場不足や騒音等をはじめとし、患者の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。無事開設の運びとなりましたことを感謝申し上げます。



センター内での携帯電話の使用について

ご承知のとおり、当センターは、循環器を中心とした医療機関として開設されました。このため、当該診療科に受診される患者さんのうち約1,000名の方がペースメーカーもしくは埋込型除細動器を装着しており、機器の誤作動防止のため、建物内での携帯電話（PHSを含む。）の使用を禁止しておりました。

しかしながら、緊急性、機器の改良及び安全性を勘案し、4月1日から次のとおり制限を設け使用を認めることとしました。

使用許可エリアを定めたとはいえ、皆様には趣旨をご理解いただき、これまでどおり建物内での使用はできるだけご遠慮されるようお願いいたします。

また、使用許可エリア以外では、引き続き携帯電話（PHSを含む。）の使用はできませんので、電源はお切りくださるよう併せてご理解とご協力をお願いいたします。

1. 使用許可エリア

(1) 外来エリア

- ①本館1階売店横・携帯電話専用BOX内
- ②本館1階・公衆電話BOX内

(2) 病棟エリア

- ①本館及び南館・各病棟個室（担当医師の承諾を得ること。）
- ②南館各階・携帯電話専用BOX内



2. 使用にあたっての注意事項

- (1) 大声や長電話等で周囲の皆様にご迷惑にならないよう、マナーをお守りください。
- (2) 使用許可エリア以外の場所では、必ず電源を切ってください。
- (3) 消灯時間後の使用は禁止します。
- (4) センター職員から使用に関して指示があった場合は、その指示に従ってください。
- (5) 携帯電話の写真機能の使用は禁止します。

3. 医療用 PHS の使用について

センター職員につきましては、使用許可エリア以外の場所でも、業務目的にて医療用 PHS を使用することがありますので、ご了承ください。

なお、医療用 PHS は、医療機器への影響のない機種を選定しております。

診療明細書の発行について

当センターでは、従来の窓口負担額の領収証とは別に、ご希望があれば診療内容の明細書を有料で発行いたします。

料金は、1枚につき525円（消費税含む）となっておりますので、ご希望の方は計算受付にお申し出ください。

診療報酬の改定について

平成20年4月から、医師の診療行為や調剤、手術、各種検査等に対する診療報酬の改定がありました。このような改定は毎年行われておりますが、今回は「後期高齢者医療制度」の新設などもあり、例年の改定より大きなものとなっております。

このような改定があった場合、前月までと同じ診療内容や処方であっても、窓口での自己負担額が変わって来るものがありますのでご承知おきください。

センターからのお願い

◆ 早朝のご来院について

正面玄関は、診療日の午前7時30分に開きます。

それ以前に来院され長時間お待ちいただくことは、体調を悪化させる原因にもなりかねませんので、早朝より並ばれることを自粛してくださるようお願いいたします。

◆ 受診には健康保険証のご提示を

毎月初めの受診の際は、必ず健康保険証のご提示をお願いいたします。

ご提示がなく健康保険証の確認ができない場合は保険扱いによる医療費請求ができなくなることがあるため、原則として、当該日の診療費は自費診療扱いとさせていただきます。



◆ 後期高齢者医療の被保険者証のご提示を

当センターでは、毎月初めの診療の際は健康保険証のご提示をお願いしておりますが、このたびの「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、この制度の対象となられた方には、従来の保険証提示と同様に毎月初めの診療の際に被保険者証のご提示をお願いいたします。

◆ 住所・電話番号が変わられた場合はお申し出を

診療の都合で当センターから患者さんへのご連絡等が必要な場合があります。住所や電話番号が変わられた場合は、必ず初診受付までお申し出ください。



ご理解願います

◆ 仮設外来について

これまで建設中でありました新館（南館）が完成し、4月から漸次病床の使用を開始いたしますが、今後は産科、小児科の開設等に向け、本館内外来診察室の改修工事を行います。

このため平成20年3月31日から約6ヶ月間、「耳鼻咽喉科」、「眼科」、「皮膚科」、「整形外科」の診察室を新館（南館）6階に移設（仮設）し、外来診療を行うこととなりました。

患者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

南館仮設外来のご案内 (耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科・整形外科)

